

介護保険関係の申請時確認書類について

【個人番号（マイナンバー）について】

原則、個人番号（マイナンバー）の記載をお願いします。

ただし、申請者が自身の個人番号がわからない、本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等は、個人番号（マイナンバー）の記載が無くても構いません。

申請者	代理権の確認	被保険者本人の個人番号確認	窓口に来た人の身元確認
被保険者本人		次の1から3のいずれか	次の1から3のいずれか 1 個人番号カード、運転免許証（※2） 2 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類 3 上記1、2の提出が困難な場合、下記※3の書類を2つ以上
被保険者本人の代理人	法定代理人の場合には戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状 (注)上記が困難な場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証、医療保険の被保険者資格確認書（※4）も可	1 個人番号カード 2 通知カード（※1） 3 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
代理権のない使用者による 手続の場合		申請書に個人番号を記入する必要はありません。	

※1 通知カードは、記載事項（住所、氏名等）が住民票の記載事項と一致する場合、被保険者本人の番号確認書類として利用できます。

※2 個人番号カード、パスポート、住民基本台帳（写真付き）、身体障害者手帳など（すべて有効期間内のもの）

※3 公的医療保険の被保険者資格確認書（※4）、年金手帳、介護保険被保険者証、その他官公署が発行した免許証など（すべて有効期間内のもの）

※4 現行の健康保険証が利用可能な期間（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで。但し、健康保険証の有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで。）においては、健康保険証も可。

【郵送の場合】

上記申請者区分に応じて必要書類の写しの提出をお願いします。